

○射水市公募提案型市民協働事業補助金交付要綱

平成20年4月1日

告示第66号

(趣旨)

第1条 この要綱は、射水市協働のまちづくり推進条例(平成23年射水市条例第18号)第13条の規定に基づき、射水市公募提案型市民協働事業補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し、射水市補助金等交付規則(平成17年射水市規則第28号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助金の交付)

第2条 市長は、地域課題の解決に向けて、市民の自由な発想を生かした多様で効果的かつ効率的なサービスを提供するため、提案団体が事業を提案し、市と協働して行う射水市公募提案型市民協働事業(以下「協働事業」という。)に対し、予算の範囲内において、補助金を交付するものとする。

(提案団体)

第3条 協働事業を提案できる団体(以下「提案団体」という。)は、射水市内に主たる事務所及び活動拠点を有するNPO法人、ボランティア団体、自治会・町内会、企業等で、次の要件を満たすものとする。

- (1) 組織の運営に関する規則(規約、会則等)がある団体
- (2) 事業計画や事業予算を定め、自主的かつ自立的な活動を行っている、又は行おうとしている団体

(協働事業)

第4条 協働事業は、本市の様々な分野における地域課題を解決し、また、市民ニーズを捉えた公益的及び社会貢献的な事業で次に掲げるものとする。

- (1) テーマ設定型事業 提案団体が市の設定したテーマに基づき、提案する事業
- (2) 自由テーマ型事業 提案団体が自由なテーマで提案する事業

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、協働事業に要する経費のうち市長が必要と認める経費の4分の3に相当する額とし、100万円を限度とする。ただし、役割分担により市が実施する役割において事務費等の経費が発生する場合については、その経費を含めたものとする。

- 2 前項の規定により算出した額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

3 市が補助する協働事業の経費は、実施する協働事業に直接要する経費で、団体の人物費及び事務所の賃借料、光熱水費等の管理費は対象としないものとする。

(協働事業の提案)

第6条 当該補助金の交付を受けようとする提案団体は、射水市公募提案型市民協働事業提案書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付し、別に指定された期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) 事業収支予算書(様式第3号)
- (3) 提案団体調書(様式第4号)
- (4) 前3号に掲げるもののほか、提案する協働事業の参考になる書類

(審査)

第7条 市長は、提案された協働事業の採択等について審査するため、提案団体に対し、公開プレゼンテーションにより提案内容の説明を求めるものとする。

2 前項に規定する審査に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(事業の決定及び通知)

第8条 市長は、前条に規定する審査の結果に基づき事業採択の可否を決定し、提案団体に通知するものとする。

(審査基準)

第9条 協働事業の提案の審査基準は、次のとおりとする。

- (1) 提案内容が地域課題又は市民ニーズを捉えていること。
- (2) 市民満足度が高まり、具体的な成果が期待できること。
- (3) 提案団体と市との役割分担が明確かつ妥当で、協働事業を行うことにより相乗効果が期待できること。
- (4) 提案団体が実施可能であること。
- (5) 専門性、先駆性等の工夫があり、新しい視点の取組であること。
- (6) 予算の見積もり等が適正であること。
- (7) コスト又はサービスの質の面から、市が実施するよりも公共サービスの向上が図られること。
- (8) 特定の個人又は団体のみが利益を受ける事業ではないこと。
- (9) 宗教及び政治活動を目的とする事業並びに法令又は公序良俗に反する事業ではないこと。

- (10) 自治会・町内会等が行う祭り、運動会等の恒例行事ではないこと。
- (11) 国、県、市及びそれらの外郭団体の助成制度の補助を受けている事業ではないこと。
(補助金交付申請)

第10条 規則第4条第1項の規定により補助金の交付申請をする場合において、市長が、必要ないと認めるときは、同項第1号から第3号までに掲げる書類の全部又は一部の添付を省略させることができる。

- (実績報告書)

第11条 規則第12条に規定する市長が必要と認める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 事業報告書(様式第5号)
- (2) 事業収支決算書(様式第6号)
- (3) 協働事業の実施に要した経費の領収書の写し又はこれに類する書類
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協働事業の実績報告の参考となる書類
(協働事業の継続)

第12条 協働事業は、原則として補助金の交付を受けた年度で終了するものとする。ただし、事業の効果について市長が認めた場合においては、市と提案団体が協議の上、翌年度以降も期間を定めて協働事業を継続することができる。

- 2 前項に規定する期間は、協働事業を開始した年度を含め、最大で3年間とする。
- 3 第1項ただし書に規定する場合の補助金の額は、2年目は、協働事業に要する経費のうち市長が必要と認める経費の3分の2に相当する額、3年目は、協働事業に要する経費のうち市長が必要と認める経費の3分の1に相当する額とし、いずれの年においても100万円を限度とする。

- (その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

附 則(平成24年3月30日告示第137号)

この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則(平成25年10月31日告示第208号)

この告示は、平成25年11月1日から施行する。

附 則(平成29年9月29日告示第230号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成29年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に改正前の射水市公募提案型市民協働事業補助金交付要綱の規定に基づき事業実施の決定を受けた者の補助金については、なお従前の例による。

附 則(令和2年12月16日告示第258号)

この告示は、令和3年1月1日から施行する。